

第 11 号議案

件名	埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則について
提案理由	会計年度任用職員の人事評価を実施するため、埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を別紙のとおり改正したいので、審議願います。
概要	<ol style="list-style-type: none">1 現行規則の内容 埼玉県立学校職員及び埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する事項について定めるもの。2 改正の内容 会計年度任用職員の人事評価に係る規定を新設する。3 施行期日 令和3年4月1日

(県立学校人事課)

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十三条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

(埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 埼玉縣市町村立学校職員の人事評価に関する規則(平成十七年埼玉県教育委員会規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の人事評価)

第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則及び埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員)の人事評価)</p> <p>第十三条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>第一条～第十二条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第十三条 (略)</p>

改正案	現行
<p>埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員)の人事評価</p> <p>第十四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の人事評価の実施については、第四条から前条までの規定にかかわらず、埼玉県教育委員会が別に定める。</p> <p>(委任)</p> <p>第十五条 (略)</p>	<p>埼玉県市町村立学校職員の人事評価に関する規則</p> <p>第一条～第十三条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(委任)</p> <p>第十四条 (略)</p>

会計年度任用職員への人事評価の導入に係る規則改正について

令和3年2月4日
県立学校人事課・小中学校人事課

1 改正の概略

地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が導入された。
それに伴い、会計年度任用職員が人事評価の対象となったため、学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正しようとするものである。

2 学校の会計年度任用職員

一会計年度（4月から翌年3月まで）ごとに任用される、
教職員の職務内容の一部を担う、又は補助する職員

例）非常勤講師、障害者非常勤職員、外国語指導助手、部活動指導員など

3 改正する規則

- (1) 埼玉県立学校職員の人事評価に関する規則
- (2) 埼玉县市町村立学校職員の人事評価に関する規則

4 改正の内容

会計年度任用職員の人事評価の実施に関し必要な事項は、県教育委員会が別に定める。

5 施行期日

令和3年4月1日

6 県教育委員会が定める内容（参考）

会計年度任用職員の人事評価実施要領に規定

(1) 人事評価の方法

職務の性質を踏まえ、簡略化した実施方法とする。

ア 会計年度任用職員は、年度当初に設定した目標・行動プロセス（能力及び執務姿勢）に基づき、達成状況申告及び自己評価を行う。

イ 校長は、職員の自己評価を基本に、目標・行動プロセスに基づく達成状況について、所見による評価を行う。

(2) 評価結果の活用

会計年度任用職員の資質・能力の向上や学校の教育力の向上に活用する。